

事務事業概要

平成28年6月

県土整備部

目 次

県土整備総務課	1
県土整備財務課	2
公共用地課	3
公共事業運営課	4
入札管理課	5
建設業課	6
道路企画課	7
新名神推進課	8
道路建設課	9
道路管理課	10
河川課	12
防災砂防課	13
港湾・海岸課	15
流域管理課	17
下水道課	18
施設災害対策課	19
都市政策課	20
景観まちづくり課	22
建築開発課	23
住宅課	24
営繕課	25
工事検査担当	26

1 企画調整

県土整備行政に係る課題等について総合的な検討を行うとともに、部内の事業調整を行います。

2 広聴広報

県土整備部のホームページ等において県民の皆さんに県土整備行政に係る最新の情報を提供するとともに、広聴活動を進め、県民ニーズの把握に努めます。

3 予算決算

部の予算、決算等の業務を行います。

4 人材育成

県土整備行政に携わる職員一人ひとりの専門能力、技術力の向上を図るため、専門研修を企画・実施します。

5 組織体制の検討

簡素で効率的な組織運営を行うとともに、わかりやすくかつ機能的な組織体制の構築について継続的な検討を行います。

6 外郭団体等の改革支援

外郭団体が効率的な運営を行い、質の高いサービスを提供できるよう事業の見直し等の改革を支援するとともに、公益法人及び一般法人が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための活動ができるよう支援等を行います。

7 危機管理

部内の危機管理と防災対策の総合的な調整を行います。

- 1 予算・決算
工事費に関する歳入・歳出予算及び決算業務を行います。
- 2 経理
配分された予算について法令・規則に基づき適正に会計処理を行います。
- 3 調達・契約
部内の物品調達や工事等の契約業務を行います。
- 4 物品出納
部内の物品の適正な管理を行います。
- 5 国費事務
国からの交付金・補助金の受入、市町への支出業務を行います。
- 6 起債等の財源
公共事業予算の起債財源に関する手続きを行います。
- 7 繰越事務手続き
工事費の繰越事務手続きを行います。
- 8 税外債権の管理
三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び三重県公債権の徴収に関する条例に基づく債権の適切な進捗管理を行います。

公共用地課

課長 大西 宏明
(電話 059-224-2661)

- 1 公有財産管理
県有普通財産（廃道敷、廃川敷等）及び国土交通省所管法定外国有財産に関する業務を行います。
- 2 公有地拡大推進法の施行
公有地の拡大の推進に関する法律に関する業務を行います。
- 3 市町等事業認定
土地収用法に基づく市町等事業の事業認定に関する業務を行います。
- 4 公共用地取得等支援
公共事業に係る用地の取得、使用及び損失補償に関する業務について地域機関の支援等を行います。
- 5 公共用地先行取得
三重県土地開発公社に資金を貸付け、県が実施する公共事業用地の先行取得及び物件の補償を行います。
- 6 登記処理
 - (1) 登記対策事務
公共事業に伴い取得した土地の登記に関する業務を行います。
 - (2) 未登記対策推進事業
公共事業により取得した土地の過年度未登記の処理に関する業務を行います。

1 三重県建設産業活性化プランの推進

地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図るため、新三重県建設産業活性化プランを策定します。

2 公共事業評価システム

公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、事前評価、事中評価、事後評価の各評価を行うことにより一体的に機能した評価サイクルの運用を行います。

3 積算基準及び設計単価の制定

公共工事の予定価格算出に用いる積算基準や設計単価の制定を行います。

4 建設副産物の再利用

公共工事から発生する建設発生土やコンクリート塊などの建設副産物の再利用を図るため、建設発生土の公共工事間利用や、コンクリートやアスファルトなどの分別解体及び再資源化の取組を行います。

5 CALS/ECの推進

三重電子調達システム（公共事業調達）や公共工事設計積算システム等の運用管理を行うとともに、公共事業の電子化（CALS/EC）の推進に向け、県・市町職員や入札参加者に対して研修会等を開催し普及・啓発を行います。

入札管理課

課長 飯田 充孝
(電話 059-224-2696)

1 総合評価方式の推進及び運用

品質確保を目的とした公共工事の適正な執行と円滑な推進のため、総合評価方式の実施状況について検証と改善を行い、総合評価方式を適正に運用します。

また、法令に基づき学識者の意見聴取を実施します。

建設業課

課長 高木 和広
(電話 059-224-2660)

1 建設業の指導監督

建設業者の許可事務及び経営事項審査事務を行うほか、建設業法に基づく指導監督を行います。

2 公共工事の発注支援

建設工事に係る入札・契約制度の改善及び指導等を行います。

道路企画課

課長 井戸坂 威
(電話 059-224-2739)

- 1 道路の企画、計画及び調査
道路事業に関する企画、整備計画、各種調査等を行います。
- 2 高規格幹線道路の整備促進
高規格幹線道路の整備促進を行います。
- 3 直轄道路事業との調整
道路法に基づく、直轄国道事業負担金に関する事務を行います。
- 4 地方道路公社法の施行
地方道路公社法に基づく、三重県道路公社に関する事務を行います。
- 5 共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、共同溝の整備等に係る調整を行います。
- 6 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝の整備等に係る調整を行います。

新名神推進課

参事兼課長 高橋 建二
(電話 059-352-0619)

- 1 用地取得
新名神高速道路に係る用地取得業務を行います。

- 2 事業調整
新名神高速道路に係る事業調整を行います。

1 道路・橋梁の新設・改良

(1) 道路改築事業（地域高規格道路）

中部圏と近畿圏を繋ぐ地理的優位性を活用するとともに、地域の力を活かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光振興に伴い増加する交通需要に対応するため、地域高規格道路の整備を行います。

(2) 社会資本整備総合交付金事業

道路に対するさまざまな地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図ります。

(3) 防災・安全交付金事業

地域の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い、地域の防災機能や安全性の向上を図ります。

(4) 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業

道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災機能の向上を図ります。

また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組んでいきます。

(5) 市町道路事業指導監督

市町担当職員の技術力を高めるため、研修や意見交換を行い、市町施行の道路事業の適正かつ円滑な執行に向け支援を行います。

1 道路維持管理

(1) 道路管理

道路法及び関係法令に基づき、適切な管理を行います。

(2) 公共土木施設パトロール

道路、橋梁、トンネル等のパトロールを行い、安全・安心に利用できる
よう施設の保全を図ります。

(3) 道路施設管理

道路、橋梁、トンネル等の維持管理を行います。

(4) 道路台帳整備

道路法の規定に基づき公共物としての道路の領域を常に明確にすると
ともに、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するため、道路台帳を継続
して整備します。

2 道路維持修繕及び交通安全対策

(1) 道路橋梁維持修繕

道路、橋梁、トンネル等の保全と円滑な交通を確保するため、道路パト
ロールや道路施設の定期点検により現況を把握し、舗装、側溝整備、道路
施設修繕、橋梁維持修繕、除草、小規模修繕、雪氷対策等を実施し、施設
の維持管理を行います。あわせて、住民参加の維持管理を推進します。

(2) 防災・安全交付金事業

① 災害防除

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所について、法面工、擁壁工、
落石防護工等の災害防除施設整備を行います。

② 交通安全

事故危険箇所や通学路等を中心に、自歩道整備、あんしん路肩整備、
交差点改良、視距改良等の交通安全対策を行います。

③ 舗装補修

舗装の損傷がある県管理道路について、計画的に舗装整備を行います。

④ 橋梁修繕

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防的な修繕等を行います。

(3) 県単道路交通安全対策

国の補助の対象とならない路線等における交通事故防止のため、自歩道整備、交差点改良、視距改良、防護柵、道路標識、反射鏡、視線誘導標等の整備を行います。

(4) 県単災害防除施設整備

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものを県単独事業として行います。

1 河川整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 広域河川改修事業

一級河川の指定区間または二級河川において、一定の計画に基づき総事業費がおおむね10億円以上の河川改修を行います。

② 総合流域防災事業

ア 河川事業

一級河川の指定区間または二級河川において、一定の計画に基づき、河川改修を行います。

イ 情報基盤総合整備事業

一級河川の指定区間または二級河川において、過去に災害を受けた地区または受ける恐れの高い地区に係る雨量・水位等の情報収集・提供等のためのシステムの整備を行います。

③ 地震・高潮対策河川事業

地震・高潮により被害が生じる危険のある一級河川の指定区間または二級河川の改修を行います。

④ 特定構造物改築事業

一級河川の指定区間または二級河川において、総事業費がおおむね4億円以上の河川管理施設の修繕や更新を行います。

(2) 直轄河川事業負担金

国土交通大臣管理区間の河川改修事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単河川局部改良事業

一級河川の指定区間または二級河川において、国の交付金事業の対象要件に満たない防災上重要な箇所を改良を行います。

(4) 河川調査

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定、浸水想定区域図作成、氾濫危険水位（特別警戒水位）の設定や河川改修事業に要する測量調査等を行います。

2 その他業務

(1) 市町河川事業指導監督

市町施行の準用河川改修事業に対する助言等の支援を行います。

1 砂防事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 通常砂防事業

土砂災害を防止、軽減する目的で、溪流にダム工、溪流保全工（流路工）を整備する総事業費1億円以上の事業を行います。

② 急傾斜地崩壊対策事業

傾斜度30度以上、がけの高さ10m以上、保全人家10戸以上の危険箇所総事業費7,000万円以上の事業を行います。

③ 砂防等調査

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するために、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等についての調査を行います。

(2) 直轄砂防事業負担金

国土交通省直轄砂防事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単砂防調査

計画策定に要する測量調査、地質調査、環境調査及び砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業などに関する調査を行います。

(4) 県単通常砂防事業

国の補助対象とならない小規模な施設の整備や局部的な改良工事を行います。

(5) 県単急傾斜地崩壊対策事業

国の補助対象とならない小規模な急傾斜地の対策を行います。

(6) 県単急傾斜地災害緊急対策事業

集中豪雨等により、がけ崩れが発生した急傾斜地崩壊危険箇所のうち、国の補助対象とならないものについて、緊急的に対策を行います。

2 河川整備事業

(1) ダム事業（治水ダム建設事業）

洪水調節を目的とするダム建設を行います。

(2) 直轄河川事業負担金

国土交通大臣管理区間のダム事業に要する経費の県負担金です。

3 その他業務

(1) 県土整備部所管ダムの管理及び維持

宮川ダム、君ヶ野ダム、滝川ダムの管理を行うとともに各種設備の維持修繕を行います。

(2) ダム関連事業

① 新丸山ダム建設に伴う水源地域整備事業に要する経費の一部について県が負担します。

② 伊賀市が実施する川上ダム関連事業に対し補助金を交付します。

1 港湾整備事業

- (1) 国補港湾改修事業（予防保全事業、社会資本整備総合交付金事業）
港湾施設の新設、改良、更新、耐震対策等を行います。
- (2) 県単港湾改修事業
航路、泊地のしゅんせつ工事等を行います。
- (3) 県単港湾調査
港湾施設に係る測量、設計、調査等を行います。

2 海岸整備事業

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
 - ① 海岸高潮対策
高潮、波浪等の災害から海岸を防護するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設または改良を行います。
 - ② 海岸侵食対策
波浪による海岸の侵食または災害を防除するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設または改良を行います。
 - ③ 海岸耐震対策
地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、堤防・護岸の液状化対策等の耐震対策を行います。
 - ④ 海岸堤防強靱化対策
津波到達までの時間が短い地域等の堤防で、津波が堤防を越流した場合でも堤防が容易に壊れることなく、避難時間を稼ぐことによる人的被害の軽減と背後地の浸水被害を軽減させるための対策を行います。
 - ⑤ 津波・高潮危機管理対策
津波または高潮発生時における既存の海岸保全施設の防災機能の確保及び人命の優先的な防護を推進するため、堤防・護岸の補強等を行います。
 - ⑥ 海岸堤防等老朽化対策
老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設の機能の回復や強化を図り、人命や資産の防護を図るため、海岸堤防の補強等を行います。

(2) 直轄海岸事業負担金

国土交通省が施行する津松阪港海岸の堤防改修事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単海岸局部改良

国の交付金事業の対象とならない小規模な海岸施設について、各海岸の海岸保全施設の整備を行います。

(4) 県単井田海岸緊急保全事業

前浜の侵食度合いが著しい井田海岸において、国の交付金事業と合わせて、維持養浜を行います。

(5) 県単海岸調査

国土交通省所管の海岸の現状把握や海岸計画策定のための調査等を行います。

1 河川維持管理

(1) 河川管理

河川法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、家電製品等不法投棄処理、河川の管理保全等を行います。

(2) 河川台帳整備

河川法の規定に基づき、河川管理者がその管理事務を円滑・的確に遂行するため、その基礎となる河川台帳等を継続して整備します。

(3) 県単河川維持修繕事業

国の補助の対象とならない局所的な堤防、樋門等の修繕や河川堆積土砂の除去、河川の除草等を行います。

なお、除草業務等において住民参加型の維持管理を推進しています。

2 砂防維持管理

(1) 砂防管理

砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の施行に関する事務を行います。

(2) 砂利等採取関係取締

採石及び砂利採取について業者登録、採取計画、その他規制を行い、採取に伴う災害の防止を図ります。

(3) 県単砂防維持修繕事業

国の補助の対象とならない砂防設備、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設の機能を保持するための修繕を行います。

3 港湾・海岸維持管理

(1) 港湾・海岸管理

港湾法、海岸法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、漂着物処理等、港湾・海岸の管理保全等を行います。

(2) 港湾統計調査

国からの委託を受け、県内港湾の統計調査を行います。

(3) 県単港湾維持修繕事業

国の補助の対象とならない物揚場、防潮扉等の局所的な修繕を行います。

(4) 県単海岸維持修繕事業

国の補助の対象とならない堤防、防潮扉等の局所的な修繕を行います。

下水道課

課長 鵜飼 伸彦
(電話 059-224-2729)

1 下水道計画

流域別下水道整備総合計画に関する事務を行います。

2 流域下水道事業

(1) 建設

流域別下水道整備総合計画の基本方針に基づき、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場の整備を行います。

(2) 維持管理

供用している各流域下水道の維持管理を行います。

また、流域下水道の整備及び維持管理のための市町の負担金に関する事務を行います。

3 指導監督

公共下水道事業を実施する市町に対して指導監督及び助言等の支援を行います。

4 普及啓発

下水道に関する知識の普及及び啓発等を行います。

1 水防事業

- (1) 水防資材の補充等を行います。
- (2) 水防法に基づいて、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、公共の安全を保持することを目的に作成した水防計画について、必要に応じて変更するなど、適正な運用を行います。
- (3) 平成27年度までに完成した道路啓開基地14箇所の適正な管理に努めます。

2 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 平成26、27、28年災害土木（建設）復旧
平成26、27年に発生した災害及び平成28年に災害が発生した場合の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業を行います。
- (2) 市町災害土木復旧指導監督
市町施行の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業について助言等の支援を行います。

3 河川等災害関連事業

平成26年に発生した災害で、再度災害を防止するため未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて河川断面の拡幅等を行う災害関連事業（内部川）を行います。

1 都市計画業務

(1) 市町都市計画事業指導監督

市町が実施する街路事業、公園事業及び区画整理事業への助言等の支援を行います。

(2) 都市計画審議会

知事の諮問に応じて都市計画に関する事項について審議するため、「三重県都市計画審議会」を年4回程度開催します。

(3) 都市計画策定事業

今後の都市計画の方針や課題に対する調査・検討を行います。

(4) 総合都市交通体系調査

都市計画に必要な交通面からの基礎的情報の把握と方向性の検討を行います。

2 街路事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 街路事業

市街地内の県道である都市計画道路について、道路改築を行います。

② 電線共同溝整備事業

市街地内の県道である都市計画道路について、電線類の地中化を行います。

③ 連続立体交差事業

一体的なまちづくりの推進及び交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業の推進を図ります。

(2) ウォークギャラリー整備事業

市街地内の県道である都市計画道路について、歩道空間のグレードアップ等を行います。

(3) 交通結節点周辺バリアフリー改善事業

駅周辺の道路施設について、バリアフリーの視点から改良すべき点を調査し、歩行空間のバリアフリー化等を行います。

(4) 地方道路整備事業<街路>

社会資本整備総合交付金事業で実施する街路事業と一体的に行うことが効果的な都市計画道路の改築を行います。

(5) 街路調査

街路事業の実施にあたり、必要な測量、調査、設計等を行います。

3 公園事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

県営都市公園の用地買収及び施設整備を行います。

(2) 都市公園等一体整備事業

社会資本整備総合交付金事業で実施する公園事業と一体的に整備することが効果的な公園施設等の整備を行います。

(3) 公園維持管理

県営都市公園である県庁前公園、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘臨海公園及び亀山サンシャインパークの開園区域を中心に、安全で快適に利用できるよう維持管理を行います。

(4) 直轄公園事業負担金

都市公園法に基づく、国が設置する公園（国営木曾三川公園）の建設に要する県負担金です。

4 市街地整備事業

(1) 都市防災総合推進事業

都市防災総合推進事業を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(2) 都市再生整備計画事業

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(3) 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行者に対し、助言等の支援を行います。

土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に要する経費の補助を行います。

(4) 市街地再開発事業

都市再開発法に基づく市街地再開発事業（国土交通省都市局所管のものに限る。）の施行者に対し、助言等の支援を行います。

景観まちづくり課

課長 山田 純
(電話 059-224-2747)

1 景観法に基づく「三重県景観計画」の推進

届出制度による相談・審査を通じ、建築物の形態・意匠等が周辺景観に配慮されたものとなるよう誘導していくほか、公共事業等における景観検討システムの構築・試行等により、「三重県景観計画」の着実な推進を図ります。

2 景観づくりに関する普及啓発、市町の支援

県民・行政職員の良い景観づくりに向けた意識高揚と普及啓発を図るため、市町が行う景観シンポジウムの開催を支援するとともに、市町が主体となって取り組む景観づくりや市町の景観行政団体化に向けた取組を支援するため、景観アドバイザーの派遣などを行います。

3 屋外広告物条例に基づく事務の実施

看板等の屋外広告物について、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、必要な規制を行うとともに、広告業者や県民への普及・啓発を行います。

4 社会資本整備における協働の推進

協働に取り組む人材の育成や資質向上を図るため、県・市町職員を対象とした協働の研修や県民への啓発事業を実施するとともに、社会資本整備における協働や協創によるまちづくりを促進するため、まちづくり団体への支援を行います。

5 景観まちづくりプロジェクト事業の推進

良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県管理施設の修景整備を、地域住民との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進します。

1 建築安全・安心推進業務

- (1) 建築基準法に基づき建築物の確認・許可を行うほか、建築指導及び建築審査会の運営を行います。
- (2) 耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模建築物に対して耐震改修の支援を行うとともに、三重県建築物耐震改修促進計画で耐震診断義務付け対象とした第一次緊急輸送道路を閉塞する恐れのある沿道建築物に対して、耐震診断の支援を行います。
- (3) 地震の余震による二次被害を防止するため、被災した建築物の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士及び判定実施の際に判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターを養成します。
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき建築物の認定や指導等を行います。
- (5) 国からの委託を受け、県内建築物の統計調査を行います。

2 開発行為等に係る許可等の業務

- (1) 都市計画法に基づき開発行為の許可等を行うほか、開発指導及び開発審査会の運営を行います。
- (2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、宅地開発事業の確認等に関する業務を行います。
- (3) 地震や降雨等の災害による二次災害を防止するために、被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成します。

3 宅地建物取引業法施行事務

宅地建物取引業法に基づき宅地建物取引業の免許の交付、宅地建物取引士の登録、取引士証の交付及び消費者からの相談対応を行います。

4 建築士法施行事務

建築士法に基づき建築士試験・免許事務及び建築士・建築士事務所の指導並びに建築士審査会の運営を行います。

1 住まい支援

(1) 県民支援

①「待ったなし!耐震化プロジェクト」事業

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、民間木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強を促進します。

②住情報・相談体制ネットワーク化事業

住宅リフォームに関する県民への助言や相談に対応するため、地域の専門家を「住まい改修アドバイザー」として育成するとともに、災害時における被災者からの住宅に関する相談需要に応えるため、市町と建築士の団体等との協力体制の構築を支援します。

③三重県あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等住宅確保要配慮者の居住の安定確保を推進するため、県、市町、不動産関係団体、居住支援を行うNPOや社会福祉法人が連携する「三重県居住支援連絡会」を活用し、民間賃貸住宅の情報等を提供します。

④長期優良住宅建築等計画の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(H21.6.4 施行)に基づき、高い耐久性、耐震性等を備えた住宅の建築及び適切な維持保全を促進するため、新築及び既存住宅の「長期優良住宅建築等計画」の認定を行います。

(2) 市町支援

住環境整備事業

市町が行う既設改良住宅に係る外壁や住戸内の改修工事などの住環境整備事業及び住宅新築資金等貸付助成事業について、助言等支援を行います。

2 県営住宅管理

県営住宅への入居者の資格審査・決定等入居に関する事務及び家賃等の収納に関する事務を行うとともに、指定管理者制度を活用した県営住宅の維持管理を行います。

3 公営住宅整備

(1) 県営住宅整備

「三重県公営住宅等長寿命化計画」(計画期間:平成23年度~32年度)に基づき、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修や高齢者仕様への住戸改善等を行います。

(2) 市町営住宅事業等への支援

市町が行う地域住宅計画に基づく市町営住宅の新築、改修・改善や街なみ環境の整備事業等について、助言等支援を行います。

営繕課

課長 岡村 佳則
(電話 059-224-2150)

1 営繕調整業務

公共建築及び設備工事の予定価格算出に用いる設計単価等の実態調査や作成など、営繕業務の企画・調整・調査を行います。

また、営繕工事の管理や技術・知識の向上のための研修を行います。

2 契約等事務

営繕工事に係る競争入札審査及び契約事務を行います。

3 営繕（建築・電気設備・機械設備）業務

県有建築物の建築・電気設備・機械設備に関する営繕工事について、発注者のニーズを把握した設計と施工監理を行います。

工事検査担当

工事検査総括監 向井 孝弘
(電話 059-224-2662)

1 工事検査

農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する建設工事の検査を行います。

検査については、以下の方法により行っています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を行う検査です。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

平成28年度版

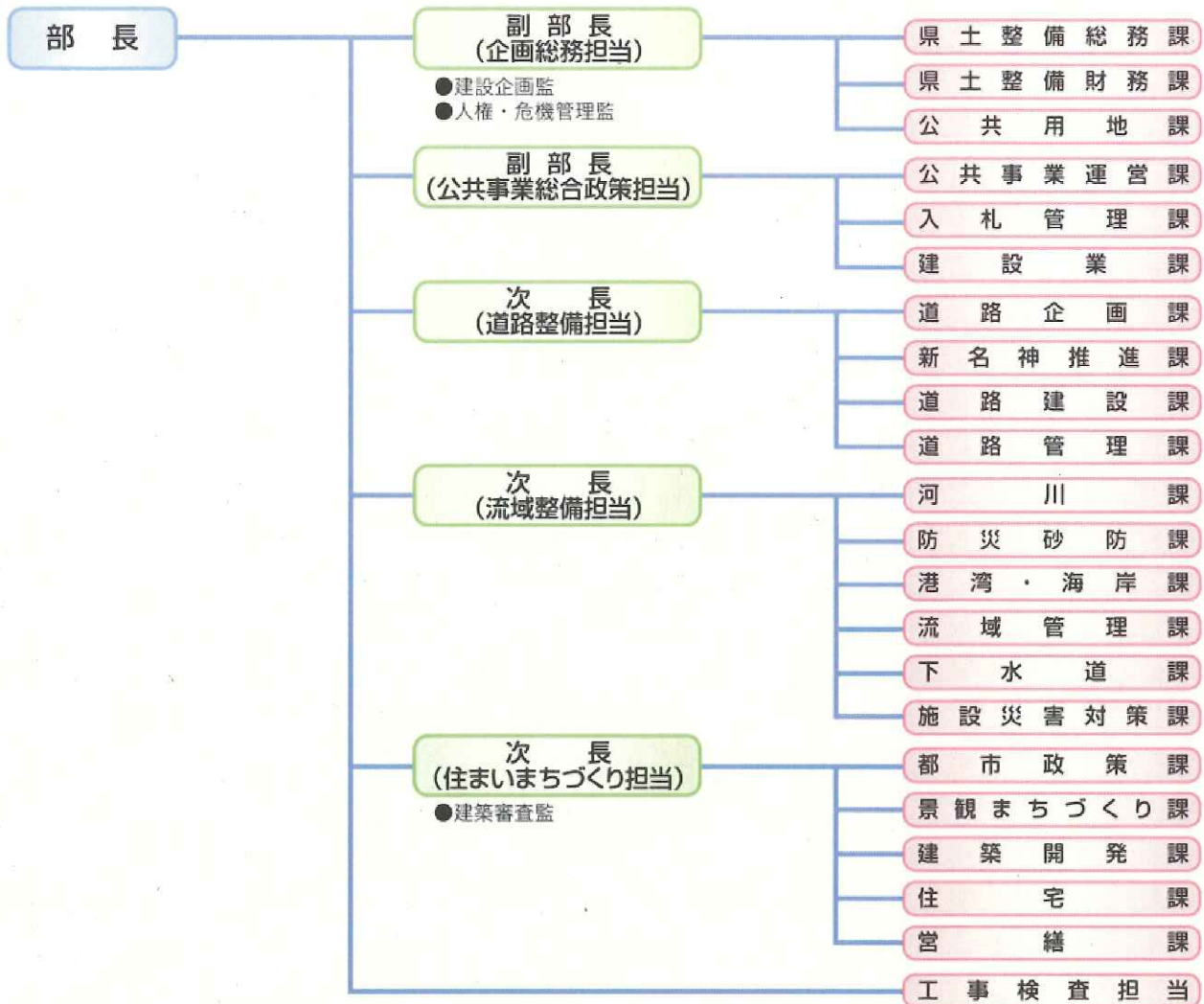
三重県県土整備部 事業概要



三重県県土整備部
県土整備総務課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-2762 FAX 059-224-2415
URL <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/> E-mail kendo@pref.mie.jp

組織・機構



■ 県土整備部 地域機関一覧

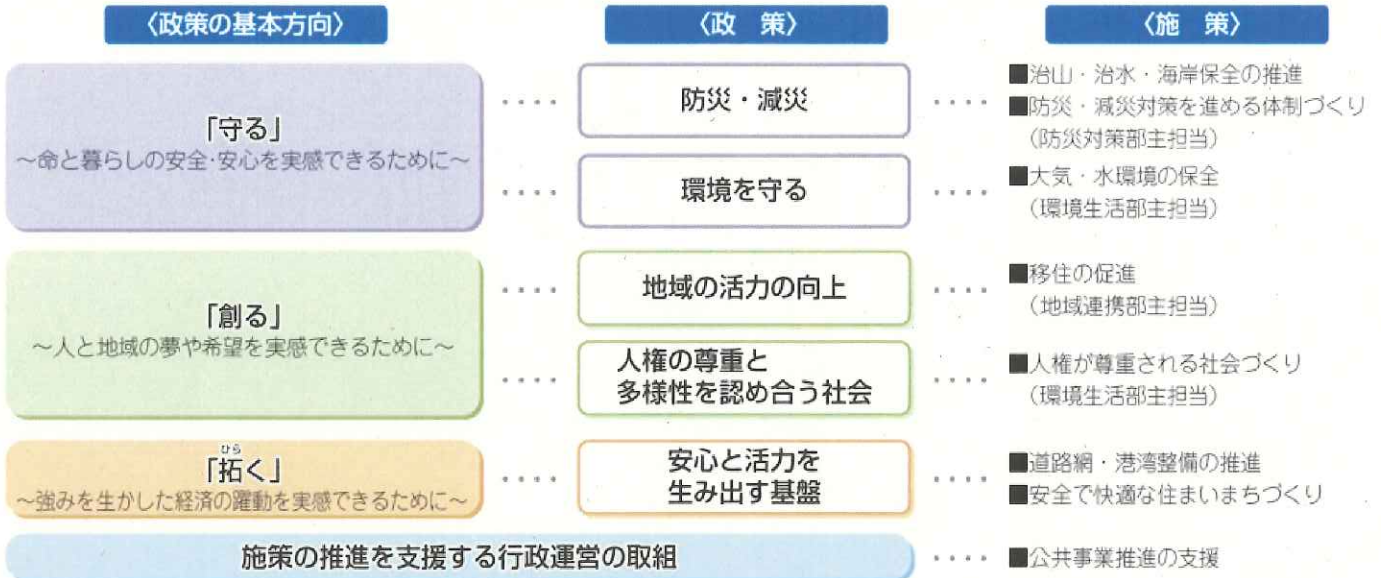
地域機関名	所在地	管轄区域	問い合わせ
桑名建設事務所	〒511-8567 桑名市中央町5-71(桑名庁舎3階)	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	Tel.0594-24-3661(Fax 3696) E-mail wkenset@pref.mie.jp
四日市建設事務所	〒510-8511 四日市市新正4-21-5(四日市庁舎3階)	四日市市、菟野町、朝日町、川越町	Tel.059-352-0660(Fax 0666) E-mail hkenset@pref.mie.jp
鈴鹿建設事務所	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117(鈴鹿庁舎3階)	鈴鹿市、亀山市	Tel.059-382-8680(Fax 1539) E-mail zkenset@pref.mie.jp
津建設事務所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34(津庁舎4階)	津市	Tel.059-223-5200(Fax 227-8993) E-mail tkenset@pref.mie.jp
松阪建設事務所	〒515-0011 松阪市高町138(松阪庁舎5階)	松阪市、多気町、明和町、大台町	Tel.0598-50-0577(Fax 0624) E-mail mkenset@pref.mie.jp
伊勢建設事務所	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2(伊勢庁舎3階)	伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	Tel.0596-27-5197(Fax 5256) E-mail nkenset@pref.mie.jp
志摩建設事務所	〒517-0501 志摩市阿児町幡方3098-9(志摩庁舎3階)	鳥羽市、志摩市	Tel.0599-43-5125(Fax 1353) E-mail skenset@pref.mie.jp
伊賀建設事務所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802(伊賀庁舎6階)	名張市、伊賀市	Tel.0595-24-8200(Fax 8241) E-mail gkenset@pref.mie.jp
尾鷲建設事務所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1(尾鷲庁舎4階)	尾鷲市、紀北町	Tel.0597-23-3524(Fax 2576) E-mail okenset@pref.mie.jp
熊野建設事務所	〒519-4393 熊野市井戸町371(熊野庁舎3階)	熊野市、御浜町、紀宝町	Tel.0597-89-6142(Fax 6152) E-mail kkenset@pref.mie.jp
北勢流域下水道事務所	〒510-8511 四日市市新正4-21-5(四日市庁舎5階)	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菟野町、朝日町、川越町	Tel.059-352-0693(Fax 0696) E-mail hgesui@pref.mie.jp
中勢流域下水道事務所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34(津庁舎2階)	津市、松阪市、多気町	Tel.059-223-5168(Fax 5178) E-mail tgesui@pref.mie.jp

(平成28年4月1日現在)

「みえ県民カビジョン」に基づく施策展開

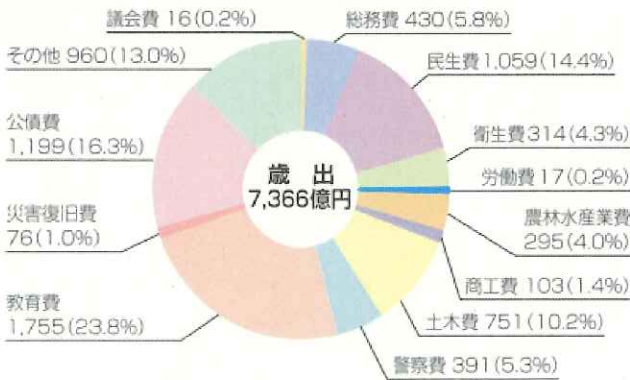
長期的な視点から三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民カビジョン」を平成24年4月に策定しました。そして、「みえ県民カビジョン」を着実に推進するための中期の戦略、「みえ県民カビジョン・行動計画（第一次行動計画：平成24～27年度）」に取り組んできました。平成28年度からは、新たに、「第二次行動計画（平成28～31年度）」により、さまざまな施策、事業等に取り組んでいきます。なお、県土整備部が関係する施策は以下のとおりです。

「みえ県民カビジョン」における政策体系一覧（県土整備部 関係分）

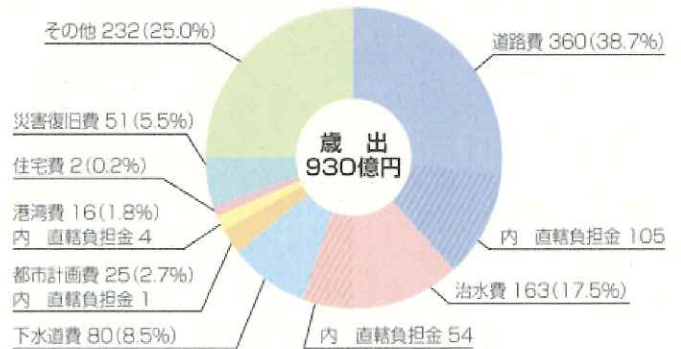


予算の概要

平成28年度三重県一般会計当初予算（単位：億円）

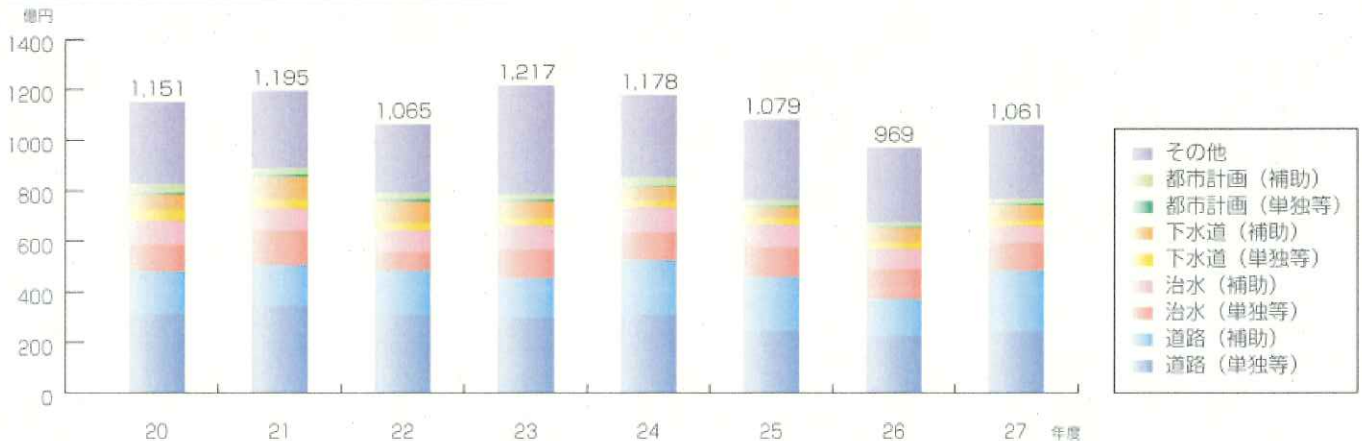


平成28年度三重県県土整備部当初予算（単位：億円）



※合計金額と内訳は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

県土整備部予算の推移（最終補正予算後ベース）



- その他
- 都市計画（補助）
- 都市計画（単独等）
- 下水道（補助）
- 下水道（単独等）
- 治水（補助）
- 治水（単独等）
- 道路（補助）
- 道路（単独等）

防災・減災

治山・治水・海岸保全の推進

■洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

◆河川の整備

河川の流下能力を確保するため、河川堤防の整備、堰・橋梁等の河川を横断している構造物の改築を行います。

木津川（松之本弁堤）



南海トラフ地震等の大規模地震発生後も機能を維持するため、水門・排水機場の耐震対策を行います。

毛無川（防潮樋門・排水機場）



水門・排水機場について、定期点検と維持修繕を行い、施設の延命化を図ります。

毛無川（排水機場）



◆ダム建設

加茂川流域の洪水を防止し、流域住民の安全・安心を確保するため、ダム建設を進めます。

鳥羽河内ダム（完成イメージ図）



◆浸水想定区域図の作成

洪水ハザードマップの作成に必要な、河川の浸水想定区域図の作成を進め、洪水時の避難体制整備を支援します。



◆河川堆積土砂の撤去

河川の流下能力を回復し、洪水時の水位を低下させるため、堆積土砂撤去を行います。



■土砂災害対策の推進

土石流、かけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。

◆土砂災害防止施設整備事業

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

【事業箇所】

- 宮之谷川（いなべ市）
- 恋ヶ谷（松阪市）
- 長島地区（紀北町）など 35か所

要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤（山室 - 2、松阪市）



避難所を保全する急傾斜地崩壊防止施設（下津浦2地区、南伊勢町）



◆土砂災害危険箇所の基礎調査の推進

土砂災害のおそれのある区域における危険の周知と土砂災害警戒区域等の指定推進に向けた基礎調査を実施します。

【基礎調査の実施】

実施済箇所：7,480か所（平成27年度末）
区域指定箇所：6,318か所（平成27年度末）

防災・減災

■高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組みます。

◆耐震対策

地震時の揺れや液状化による変状を防止し、その機能を維持するための耐震対策を進めます。

城南第一地区海岸



堤防の耐震対策

的狭海岸 (的狭)



高潮・耐震対策

南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」や県北部海拔ゼロメートル地帯の海岸で実施します。

◆海岸堤防強靱化

海岸堤防強靱化対策として、地震後に襲来する津波が堤防を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるよう「粘り強い構造」とする整備に着手します。

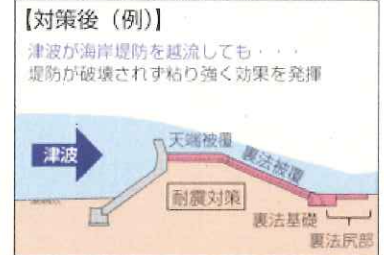
(強靱化対策のイメージ)



【対策前】

津波が海岸堤防を越流すると・・・
水流や堤防裏法尻部の洗掘などにより
堤防が破壊・倒壊し海水の流入量が増える

背後地の浸水被害大



【対策後(例)】

津波が海岸堤防を越流しても・・・
堤防が破壊されず粘り強く効果を発揮

背後地の浸水被害を低減

耐震機能が確保された、または確保する地区海岸のうち堤防高が想定津波高より低い地区海岸で実施します。

■防災・減災対策を進める体制づくり

■安全な建築物の確保

住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震災害に対するまちの安全性の確保を図ります。

◆避難路沿道建築物耐震診断事業費補助事業

三重県建築物耐震改修促進計画により、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路の沿道で、昭和56年5月以前に建築された前面道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断に係る費用に対して補助を行います。

補助率 10 / 10 (※補助の上限があります。)

◆大規模建築物耐震改修事業費補助事業

耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物の耐震改修に係る費用に対して補助を行います。

補助率 44.8% (※補助の上限があります。)



建築物倒壊による沿道の閉塞

倒壊して沿道を塞ぐ建築物

＜写真提供：中谷 満氏＞

◆待ったなし！耐震化プロジェクト

木造住宅の耐震化を促進するために、耐震診断、補強設計および耐震改修等の支援を行います。また、市町や関係団体と連携して住宅戸別訪問や耐震補強相談会等を実施するなど県民の皆さんに直接働きかけるとともに、広域的な普及啓発を行います。

補助率	・耐震診断	10 / 10 (無料)	・簡易耐震補強工事補助	2 / 3 (最高 30 万円)
	・耐震補強設計補助	2 / 3 (最高 16 万円)	・リフォーム工事補助	1 / 3 (最高 20 万円)
	・耐震補強工事補助	2 / 3 + 国費 (最高 101.1 万円)	・木造空き家除却補助	23% (最高 20.7 万円)

■緊急輸送道路の機能確保

緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図ります。

◆定期点検結果に基づく修繕

道路施設の定期点検等で判明した損傷箇所のうち、区分Ⅲ(概ね5年以内に修繕が必要な変状を有する施設)と診断された施設について、概ね5年以内に修繕します。



橋梁修繕状況

対策前

対策後

◆計画的な耐震対策

災害時に人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送に資する県管理道路の計画的な橋梁の耐震対策を進めます。



(一)鳥羽阿児線
麻生の浦大橋1号橋

落橋防止構造

(主)北方多度線
東福永橋

落橋防止構造

橋脚補強

その他の政策において取り組む事業

大気・水環境の保全

生活排水対策の推進

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の早期供用に向けた整備を推進するとともに、施設の老朽化対策等を進めます。

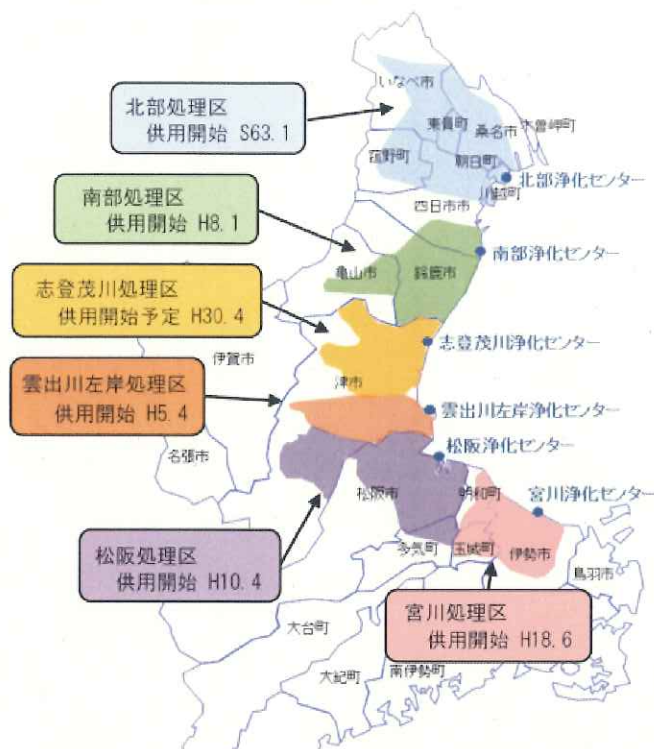
◆下水道が使用可能な地域の拡大

- ・志登茂川浄化センター整備事業
津市北部地域を対象とする志登茂川浄化センターの整備を行います。
- ・南部浄化センター第2期整備事業
下水道処理区域（鈴鹿市・亀山市・四日市市南部）の拡大に伴う流入汚水量の増加に対応するため、南部浄化センターの増設を進めます。
- ・宮川流域幹線管渠延伸事業
伊勢市、明和町、玉城町を対象とする宮川流域下水道（宮川処理区）における流域下水道幹線管渠の整備を進め、平成28年度から明和町へ延伸します。

◆下水道施設の老朽化対策および耐震対策

老朽化が進む汚水処理施設の更新および大規模地震に備えるため浄化センターなどの耐震化を進めることにより、機能保全を図ります。

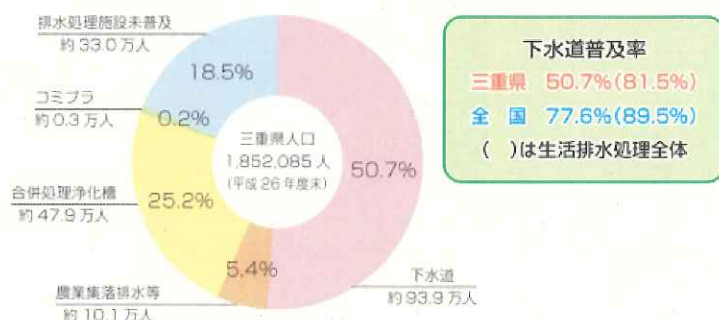
流域下水道の処理区と処理場の位置図



第2期整備事業が進んでいる南部浄化センター



三重県における生活排水処理状況(平成26年度末)



移住の促進

移住受入体制の整備

県外からの移住を促進し、住宅ストックの活用による良好な居住環境を創出するため、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業を支援します。

◆移住促進のための空き家リノベーション支援事業

県外から県内へ移住する方々（Uターン、二地域居住等）が県内の空き家等を改修し居住する場合にかかる工事費用等を補助します。

工事費の1/3
最大100万円

工事費

人権の尊重と多様性を認め合う社会

人権が尊重されるまちづくりの推進

県では性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに支えあいながら社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、県民意識の醸成や仕組みづくりを推進しています。

県土整備部では、このような人権が尊重される社会づくりに向け、職員や関係機関への研修・啓発を実施するとともに、誰もが安心して通行できる幅の広い歩道や段差のない歩道の整備、高齢者等に配慮した公営住宅の整備を推進しています。

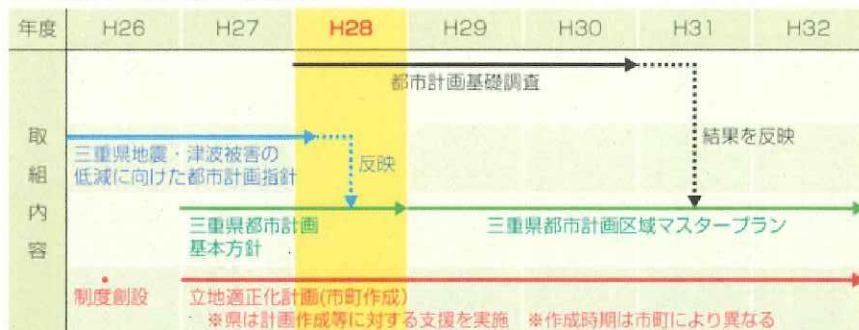
安心と活力を生み出す基盤

安全で快適な住まいまちづくり

安全で快適なまちづくりの推進

集約型都市構造の形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定めます。また、街路の整備や電線類の地中化等による都市基盤整備を実施します。

◆三重県の都市計画の取組状況



・都市計画見直しの基礎となる都市計画基礎調査に着手します。

・今後の都市計画の方向を示す「三重県都市計画基本方針」を策定します。

・市町による立地適正化計画の作成等に対する支援を行います。

◆都市基盤の整備

踏切のない安全で快適な交通を確保するため鉄道の高架化を実施しています。

安全で快適な通行空間の確保、景観の向上を図るため電線類の地中化を実施しています。

六華苑など周辺の歴史的資産と調和した公園整備を国とともに取り組んでいます。



近鉄川原町駅付近 (四日市市)



(都)伊賀上野橋新都市線 (伊賀市)



国営本曾三川公園 桑名七里の渡し公園 (桑名市)

安全で快適な住まいづくりの推進

長期優良住宅の普及啓発とともに、既存住宅のストックの活用を促進します。また、県および市町の公営住宅の安全性を確保し適正な維持管理を行うとともに、予防保全の重要性等の県全体への波及を図ります。さらに、住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援体制の充実を図ります。

◆住生活基本計画策定事業

本県にふさわしい豊かな住生活の構築をめざすとともに、地域における多様な住居ニーズに対応するため、県の住宅政策における基本方針と施策を示す「三重県住生活基本計画」の見直しを行います。

適法な建築物の確保

不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施します。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導を実施します。

◆具体的な取組

- ・建築物を新築等する際の手続き（建築確認、中間検査、完了検査）や工事監理が適切に行われるよう建築主等を指導します。
- ・不特定多数の者が利用する建築物などで一定規模以上のものについて、定期報告が行われるよう所有者等を指導します。
- ・提出された定期報告を審査し、必要に応じて消防部局等と連携して防災査察を行い、その結果に応じて是正指導を行います。

参画と協働による景観まちづくりの推進

地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、景観に配慮した公共事業等の推進、県民への普及啓発、適正な屋外広告物の設置に向けて取り組みます。

◆具体的な取組

- ・住民と行政の協働で景観に配慮した県有施設の整備を先導的に行います。
- ・まちづくりに関心のある県民や団体を対象としたシンポジウムを行います。
- ・良好な景観づくりに取り組めるよう、市町への景観アドバイザーの派遣などを行います。
- ・屋外広告物の設置に関する規制制度の普及啓発を行い、良好な景観形成を推進します。
- ・三重県屋外広告物条例に基づく規制、違反広告物に対する是正指導を行います。



県有施設の整備(熊野市本本地区)

安心と活力を生み出す基盤

■適切な道路の維持管理

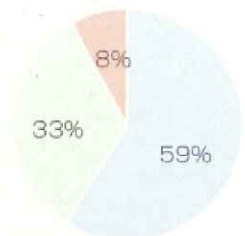
道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、舗装や橋梁等の道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、効果的・効率的な修繕・更新を進めるなど、適切な維持管理を推進します。

◆道路施設（橋梁、トンネル、横断歩道橋等）の定期点検とそれに基づく修繕

平成 26 年度から全ての道路施設（橋梁、トンネル、横断歩道橋等）について、道路法に基づき5年に1回の点検を実施しています。点検により区分Ⅲと診断された施設について、点検完了後概ね5年以内に修繕します。

平成 26 年度の点検結果

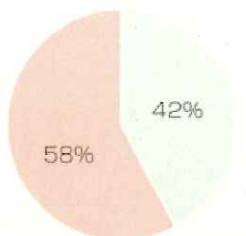
橋梁：721 橋



橋梁



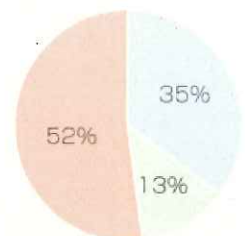
トンネル：96 本



トンネル



横断歩道橋：101 橋



横断歩道橋



健全性区分

区分	状態
Ⅰ	走行性・安全性に問題はない施設
Ⅱ	走行性・安全性に問題はないが、一部に軽微な変状を有する施設
Ⅲ	走行性・安全性に問題はないが、概ね5年以内に一部の修繕が必要な変状を有する施設
Ⅳ	走行性・安全性に問題がある施設

※予防保全の観点から、将来的には区分Ⅱの施設の修繕を計画的に実施し、区分Ⅲの施設が発生しないように取り組みます。

■県管理港湾の機能充実

利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。



①津松阪港改修(重要)事業



②宇治山田港改修(統合補助)事業



③長島港改修(防災安全)事業



①利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した岸壁について予防保全的な修繕を実施します。

②伊勢湾台風後に建設された老朽化した護岸の機能を確保するため、予防保全的な修繕を実施します。

③臨港道路の橋梁について、大規模災害時に緊急物資輸送などの災害復興活動に利用できるよう、耐震対策を実施します。

施策の推進を支える行政運営の取組

■公共事業推進の支援

■公共事業の適正な執行・管理

事業の適正な実施に向けて、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審査等により、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応した適正な評価を行います。また、電子調達システムをはじめとするCALS/EC(公共事業の情報化)の適正な運用に努めます。

■公共事業を推進するための体制づくり

実施プロセスの公正性・透明性の確保に向けて、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等により、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組みます。

